

## 泉南市公用車広告掲載に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、泉南市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、泉南市が所管する公用車（以下「公用車」という。）に広告を有料で掲載すること（以下「広告掲載」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の募集)

第2条 広告の掲載者の募集は、市が公用車の運営管理状況等を踏まえて、その方法、枠数、仕様、対象車両及び台数等を決定のうえ、市の広報及びホームページへの掲載により行うものとする。

### (広告の規格及び掲載料等)

第3条 広告の掲載位置、掲載枚数、規格及び広告掲載料は、次のとおりとする。

掲載位置	掲載枚数	規格（最大寸法）	広告掲載料
両後扉側面	1台当り2枚	縦30cm×横50cm	1台 3,000円/月

### (広告の掲載方法等)

第4条 広告の掲載方法は、広告の内容を表示した脱着可能なマグネットシートを公用車に貼り付ける方法によるものとする。

- 2 前項のマグネットシートの材質は、広告掲載期間中に車体からはがれ落ちないものとする。
- 3 広告の掲載及び撤去は、広告掲載の承認を受けた者（以下「広告主」という。）が行うものとし、その作業を行うときは、公用車の使用に支障が生じないよう市と協議の上、日程及び工程を決定し、市の指示に従って施工するものとする。

### (広告の作成)

第5条 広告の作成は、広告主の責任において作成し、その費用はすべて広告主が負担するものとする。

### (広告の掲載基準等)

第6条 掲載する広告物は、要綱第3条及び次の各号すべてに適合するものでなければならぬ。

- (1) 車両運行上の支障とならないもの
- (2) 発光、蛍光又は反射効果を有する材料を使用しないもの

- (3) 交通事故を誘発し、又は交通の安全を阻害しないもの
- (4) その他市長が特に必要と認めるもの

(申込み)

第7条 公用車への広告掲載を希望する者は、泉南市公用車広告掲載申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(広告主の決定)

第8条 市長は、前条の申込みを受理したときは、第6条の規定に基づき書類審査を行い、その結果を泉南市公用車広告掲載承諾可否決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

- 2 前項の決定を行う場合において、疑義が生じた場合は、要綱第5条の規定による泉南市広告掲載審査委員会に諮り、審査結果に基づいて決定するものとする。
- 3 審査の結果、広告掲載可能となるべき者の数が募集台数を超えた場合は、抽選により決定するものとする。

(広告物の修復)

第9条 天災その他の不可抗力によるき損又は破損及び第三者による広告物のき損、盜難滅失等については、市はその責を負わない。この場合、広告主は再度、広告を作成し、掲載するものとする。ただし、市の責に帰すべきことが明らかな場合は、この限りではない。

2 広告物の経年劣化による損傷、はがれ等については、広告主の負担により修復するものとする。

(広告の掲載期間)

第10条 広告の掲載期間は、掲載を開始した日の属する年度の末日までを限度とし、1ヶ月単位で申し込めるものとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告主は、掲載期間の広告掲載料を市が規定する期日までに、市の発行する納入通知書で前納により一括納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りではない。

(広告内容の変更)

第12条 広告主は、広告掲載期間中に広告内容を変更しようとするときは、変更予定の広告の見本を添えて、市長に泉南市公用車広告掲載変更申込書（様式第3号）を提出しなければならない。ただし、泉南市公用車広告掲載変更承諾可否決定通知書（様式第4号）を

受けてからでなければ、広告内容を変更してはならない。

(広告主の責任)

第13条 広告主は、広告の内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えたときは、自己の責任及び負担において解決しなければならない。この場合において市は、第三者に対する侵害について、いかなる理由があっても一切その責任を負わないものとする。

(禁止行為)

第14条 広告主は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 市の広告掲載業務の運営及び維持を妨げる行為
- (2) その他市長が掲載者として不適切と認める行為

2 広告主は、広告掲載に関する権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。

(広告掲載の取り消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告掲載の承諾決定を取り消すことができる。

- (1) 指定期日までに広告掲載料が納付されないとき
- (2) 広告主又は広告の内容が法令に違反しているとき又はそのおそれがあるとき
- (3) 広告掲載の申込みにあたり、虚偽の記載があったとき
- (4) 広告主の責に帰する社会的問題を起こしたとき
- (5) 広告主が前条に規定する禁止行為を行ったとき
- (6) 前各号に定めるもののほか、公用車への広告掲載が適切でないと市長が判断したとき

2 広告主は、広告掲載期間中において、広告掲載を取りやめようとする場合は、事前に市長に泉南市公用車広告掲載取消申込書（様式第5号）を提出しなければならない。

3 市長は、前2項及び前項の規定により広告掲載の取消しを決定したときは、泉南市公用車広告掲載取消決定通知書（様式第6号）により、申込者に通知するものとする。

(原状回復)

第16条 広告主は、第10条に規定する広告掲載期間が満了したとき、又は第15条により掲載の承認を取り消されたときは、速やかに広告を撤去し、公用車を現状に復さなければならない。

2 広告主が、前項の規定により速やかに広告を撤去しないときは、市長は公用車から広告を撤去することができる。

3 広告の掲載、撤去等により、公用車の塗装等に損害が生じた場合は、広告主がその修復費用を負担するものとする。

(広告掲載料の還付)

第17条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、市長は、第15条第1項の承諾決定を取り消ししたときには、納付されている広告掲載料を期間に応じて還付することができる。

2 前項ただし書きに該当する場合において還付する広告掲載料については、1ヶ月は暦単位とし、1ヶ月に満たない月は1ヶ月とする。

(有益費等の請求権の放棄)

第18条 広告主は、広告掲載の決定を取り消された場合において、当該広告掲載に係る有益費等の費用について、市に対してその補償を請求することはできない。

(補則)

第19条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成31年 2月22日から施行する。